

和歌山縣報號

外

大正五年十二月九日

○訓令

○和歌山縣訓令第三十一號

郡

町

村

役

所

町

村

組

合

役

場

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

水利組合管理者町村文書簿冊編纂保存規程左ノ通相定ム

大正五年十二月七日

町村文書簿冊編纂保存規定

第一條 町村ノ文書及簿冊ハ別段ノ定メアルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ編纂保存スヘシ
第二條 文書ハ左ノ類目ニ分チ普通ノモノハ曆年ニ依リ會計ニ屬スルモノハ會計年度ニ依リ編纂ス
ハシ但シ紙數僅少ナルモノハ數年分ヲ一冊トシ一年保存ニ屬スルモノハ類目ニ依ラス雜件トシ
テ編纂スルコトヲ得

四 條例附則規定

三 請規

三 會議

四 議員選舉

五 東員

六 販賣救濟

七 統計

八 地理土木

九 土地農耕

十 學事

十一 兵事

十二 社寺宗教

十三 勸業

十四 衛生

十五 財產及營造物

十六 町村經濟

十七 國稅

十八 縣稅

十九 雜件

前項ノ類目ハ町村ノ便宜ニ依リ仍之ヲ分類スルコトヲ得
 第三條 文書及簿冊ハ必要ノ程度ヲ考查シ之ヲ永久保存、五年保存及一年保存ノ三種ニ區分スヘシ
 第四條 文書及簿冊ノ保存期限ハ其ノ定結ノ翌年又ハ翌年度ヨリ之ヲ起算ス

第五條 文書ハ處分完結ノ順序ニ依リ假續ト爲シ其ノ年又ハ會計年度經過後二箇月以内ニ裝訂編纂スヘシ但シ一年保存ニ止マルモノハ裝訂ヲ要セス

第六條 一事件ニシテ數類目ニ關聯スルモノハ其ノ關係最重キ類目ニ編入スヘシ

第七條 文書ノ表紙ハ第一號様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

簿冊ノ表紙ニハ第一號様式ニ準シ保存期限及文書臺帳等ヲ記載スヘシ

第八條 文書ノ卷首ニハ第二號様式ノ索引目錄ニ附スヘシ 但シ一年保存ニ止マルモノハ此ノ限ニ在ラス

第九條 文書及簿冊ハ之ヲ第三號様式ノ文書臺帳ニ登載ルヘシ 但シ一年保存ニ止マルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

文書又ハ簿冊ヲ廢棄シタルトキハ前項臺帳ニ其ノ廢棄年月日ヲ記入スヘシ

第十條 文書及簿冊ハ倉庫又ハ書庫ニ之ヲ收藏シ年別又ハ類目毎ニ逐次保存スヘシ

第十一條 保存期限ヲ超過シタル文書及簿冊ハ之ヲ廢棄スヘシ 但シ期限ヲ過キタルモノト雖仍保存ノ必要アリト認ムルモノハ之ヲ保存スルコトヲ得

廢棄スヘキ文書及簿冊中印章等他ニ使用ノ處アルモノハ塗抹又ハ截断スヘシ

第十二條 永久保存ニ屬スル文書及簿冊ト雖其ノ完結後十五年以上ヲ超過シ保存ノ必要ナシト認ムルモノハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第十三條 保管ノ文書及簿冊ハ蟲蝕溼潤ノ害ヲ豫防シ且毎年一回之ヲ文書臺帳ニ對照シ散逸ノ虞ナカラシムヘシ

第十四條 本規程ハ大正六年分ヨリ之ヲ施行ス

附
則

第十五條 本規程施行以前ニ係ル文書及簿冊ハ本規程ニ依リ大正八年十二月三十一日迄ニ之ヲ整理ス

スヘシ
相

但シ從來ノ規定ニ依リ整理シアルモノニシテ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第十七條 町村組合及水利組合ノ文書及簿冊ニ付テハ前各條ノ規定ヲ準用ス

第十號様式
表 紙

大正何年

(大正何年度)

何

永久(何年)保存

何 町(村)役 場

備考

一數年分又ハ數年度分ヲ合綴シタルモノハ年號ノ位置ニ至大正何年分又ハ自大正何年度分ト記載スヘシ
二一ヶ年分又ハ一ヶ年度分ヲ分綴シタルモノハ類目ノ左傍ニ何冊ノ内壹、貳ト附記スヘシ

第二號樣式

索引番號

件

名

備考

一 索引番號ハ一事件毎ニ之ヲ附スヘシ

二 案例規則規程ノ索引目録ハ索引番號、題目、改廢頃末ノ三欄ヲ設ケ又例規ノ索引目録ハ索引番號、發令又ハ通牒年月日番號、件名、改廢頃末ノ四欄ヲ設ケ相當手入スヘシ

第三號様式

(用紙美濃)

文書臺帳

全一冊(何冊ノ内壹、貳)

何町(村)役場

何々(類目)

永久(何年)保存

年

次
冊
數書
棚
函

廢

棄

年

月

日

備考

一本臺帳ハ類目毎ニ座別ヲ爲シ更ニ保存期限ノ口座ヲ設ケ整理スヘシ

二本臺帳ニハ數年又ハ數年度ヲ通シテ使用シツ、アル各種臺帳原簿類ヲモ悉皆登載シ年次欄ニ

(大正何年起)又ハ「大正何年度起」ト記スヘシ

三認可ヲ受ケ廢棄シタル場合ニ於テハ廢棄年月日欄ニ其ノ認可年月日ヲ併記スヘシ

大正五年十二月八日印刷
毎月六曜日発行

和歌山縣知事官房

印刷人 和歌山市本町二丁目三番地
和歌山市本町二丁目三番地
江川印刷部